

審 査 項 目

＜審査方法＞

評価委員が下記の審査項目に基づき採点した，書類選考の平均点及び面接選考の平均点の合計点が最も高い者を受託者として決定する。

＜選定基準(審査の結果，合格となる基準)＞

次に示す①及び②の基準を満たすこと。

①すべての審査項目において，各評価委員が採点した各項目の点数の平均点が3割以下でないこと。

②各評価委員が採点した合計点の平均点が7割以上であること。

なお，①及び②ともに平均点を算出する際には，小数第2位まで四捨五入する。

選定基準を満たし合格となった業者のうち，点数の最も高い者を受託者として選定する。

ただし，合意が得られなかった場合は次点の業者を受託者とする。

＜書類選考＞

審査項目	審査事項	配点	
(1) 保育所運営に関する提案書について	① 運営方針（保育所運営に当たっての基本的な考え方，目標等）	30点	
	② 保育内容（1日の流れ，1年間の行事計画等）		
	③ 安全管理（事故発生時の対応，災害発生時の対応）		
	④ 健康管理，衛生管理（乳幼児の健康管理，調理方法，食中毒予防等）		
	⑤ 職員配置（職員配置や勤務体制の計画，就業規則・労働条件等）		
	⑥ 延長保育及び病児・病後児保育の実施内容		
	⑦ 職員の研修，職員の健康管理の取組み		
	⑧ 保護者との連絡・連携の取組み		
	⑨ 情報公開の取組み		
	⑩ 保育所運営に当たっての団体独自の自主事業や特色等の提案		
(2) 職員の採用計画書について	① 職員の採用基準等（採用方法，資格，経験，雇用形態，所長（責任者）の役割等）	6点	
	② 地元職員の採用計画		
(3) 団体の概要について	① 活動状況，実績	3点	
	② 財務状況		
(4) 参考見積書について	見積価格により算出する。	21点	
(5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	以下のいずれかの認定等がある場合は加点として評価する。 複数の認定等が該当する場合は，最も配点が高い区分により加点する。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については，相当する各認定等に準じて評価する。		
	【女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等】	プラチナえるぼし	5点
		えるぼし3段階目（労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要）	4点
		えるぼし2段階目（労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要）	3点
		えるぼし1段階目（労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要）	2点
	行動計画【常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）】	1点	5点 (最大)

【次世代に基づく認定 (くるみん認定企業・ プラチナくるみん認定 企業)】	プラチナくるみん認定	4点
	くるみん認定(新基準)	3点
	くるみん認定(旧基準)	2点
【若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)】		4点
合 計		65点

<面接選考>

審査項目	配点
① 団体概要の説明	5点
② 業務実績の説明	5点
③ 保育所運営に関する提案書の説明	20点
④ 職員の採用計画書の説明	5点
合 計	35点